

日医発第 971 号（保険）
令和 4 年 8 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 4 年 8 月 17 日付け厚生労働省告示第 250 号及び第 252 号をもって薬価基準の一部、掲示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年 8 月 18 日から適用されました。また、同日付け厚生労働省告示第 251 号をもって薬価基準が改正され、令和 4 年 11 月 1 日から適用されることとなりました。これらを受け、令和 4 年 8 月 17 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価基準収載について

(1) 令和 4 年 8 月 10 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 4 品目、注射薬 5 品目）が、薬価基準の別表に第 9 部追補(5)として収載された。

- 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）
➢ 品目の概要：添付資料 3

(2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ラゲブリオカプセル 200mg
- ・ ジエセリ錠 40mg
- ・ ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg
- ・ エジャイモ点滴静注 1.1g

[➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4]

2. 揭示事項等告示の一部改正について

製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（内用薬16品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）が薬価基準の別表に第9部追補(5)として収載されるとともに、旧名称の医薬品は掲示事項等告示の別表第2に第7部追補(4)に収載され、経過措置品目（使用期限：令和5年3月31日限り）とされた。

また、関連して「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和4年3月4日付保医発0304第7号）についても改正された。

[➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号
添付資料 2 の記 2(1)、別添 1、(参考 1)、(参考 3)]

3. 費用対効果評価結果に基づく価格調整について

市場規模が大きい、または著しく単価が高い医薬品等については、費用対効果評価制度の対象として選定した上で、価格調整を行うこととされているが、令和4年8月10日に開催された中医協において、以下の内用薬1品目について価格調整が行われ決定された。

なお、調整後の薬価は、医療機関における在庫への影響等を踏まえ、令和4年11月1日より適用される。

- ・ リベルサス錠 3mg、7mg、14mg

[➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 251 号
添付資料 2 の記 1(4)、(参考 2)
添付資料 4]

4. 保険医が投与することができる注射薬の追加について

令和4年8月10日に開催された中医協において、ボソリチド製剤（販売名：ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg）を保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、掲示事項等告示、特掲診療料告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

➤ 関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第250号、第252号
添付資料2中の記2(3)、3、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の新旧対照表

※その他の改正については添付資料2をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和4年8月17日 号外第177号 拔粃）

- ・厚生労働省告示第250号
- ・厚生労働省告示第251号
- ・厚生労働省告示第252号

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和4年8月17日 保医発0817第4号 厚生労働省保険局医療課長）

3. 新医薬品一覧表等（令和4年8月10日 中医協総会資料（総-1 拔粃））

4. リベルサスの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

（令和4年8月10日 中医協総会資料（総-2-2 拔粃））

添付資料1

(号外第177号)

3 令和4年8月17日 水曜日

○厚生労働省告示第一百五十九号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一覧を改訂する旨を次のようじ定める。

令和四年八月十七日

使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一覧を改訂する旨を次のようじ定める。

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一覧改訂)

(使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一覧を次の表のよひに改訂する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一覧を次の表のよひに改訂する。

(塗線部分は改訂部分)

| 別表 第1部～第8部 (略) | 別表 第1部～第8部 (略) (新設) |
|---|---------------------------|
| 品 名 | 規 格 単 位 |
| イグザレルト錠2.5mg (え) | 2.5mg 1錠 |
| エバデールEMカプセル2g (エ) | 2 g 1包 |
| エバフレースタット錠50mg [N I G] (エ) | 50mg 1錠 |
| カルボシスティン錠500mg [N I G] (L) | 500mg 1錠 |
| ジェセリ錠40mg (た) | 40mg 1錠 |
| タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg [N I G] タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg [N I G] (タ) | 0.1mg 1錠 0.2mg 1錠 |
| 沈降炭酸カルシウム錠250mg [N I G] (な) | 250mg 1錠 |
| ナフトビジルOD錠50mg [N I G] (は) | 50mg 1錠 |
| ナフトビジルOD錠75mg [N I G] (は) | 75mg 1錠 |
| バラシクロビル錠500mg [N I G] (ビ) | 500mg 1錠 |
| ピタバスタチンカルシウム錠1mg [フェルゼン] (ビ) | 1mg 1錠 |
| ピタバスタチンカルシウム錠2mg [フェルゼン] (ビ) | 2mg 1錠 |
| ピタバスタチンカルシウム錠4mg [フェルゼン] (ビ) | 4mg 1錠 |
| ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg [N I G] 〔〕 | 250mg 1カプセル |
| | 65.20 |

| 品名 | 規格 | 単位 | 業価 | 内訳 |
|--|---|-------------------------------|----|-------------|
| エジヤイモ点滴静注1.1g (元) | 1.1g 22ml 1瓶 | 244.074 | | |
| ダルビアス点滴静注用135mg (た) | 135mg 1瓶 | 31.692 | | |
| ヘパリジンNa透析用150単位／mLシリジンジ20mL [N IG] | 3,000単位20mL 1筒 | 155 | | |
| ヘパリジンNa透析用200単位／mLシリジンジ20mL [N IG] | 4,000単位20mL 1筒 | 170 | | |
| ヘパリジンNa透析用250単位／mLシリジンジ20mL [N IG] | 5,000単位20mL 1筒 | 170 | | |
| ボックスクソゴ皮下注用0.4mg ボックスクソゴ皮下注用0.56mg ボックスクソゴ皮下注用1.2mg (外) | 0.4mg 1瓶 (溶解液付) 0.56mg 1瓶 (溶解液付) 1.2mg 1瓶 (溶解液付) | 121.034 124.241 124.994 | | |
| アズレンジガイ液4% [NIG] (特掲診療科の施設基準等の一部)(新) | 4% 1mL | 32.40 | | |
| 第一表 特掲診療科の施設基準等(平成10年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改訂する。 | | | | |
| 改正前 | | | | (傍線部分は改正部分) |
| 別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリコンポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) オフランスマーマー製剤 ボンコチジ製剤 (新設) | 別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリコンポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) オフランスマーマー製剤 (新設) | | | |

この掲示が、令和四年八月十八日から適用される。

○厚生労働省告示第一四五十一号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月一日から適用する。
令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

| 別表 | 名 | 規格単位 | 薬価 | 別表 | 名 | 規格単位 | 薬価 |
|---|------------------------------------|-----------------------------------|---|------------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 品 | 第1部 | 内用薬 | 円 | 品 | 第1部 | 内用薬 | 円 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) | (ア)～(ヒ) (略) |
| リペルサス錠3mg リペルサス錠7mg リペルサス錠14mg (略) | 3mg 1錠 7mg 1錠 14mg 1錠 (略) | 139.60 325.70 488.50 (略) | リペルサス錠3mg リペルサス錠7mg リペルサス錠14mg (略) | 3mg 1錠 7mg 1錠 14mg 1錠 (略) | 143.20 334.20 501.30 (略) | リペルサス錠3mg リペルサス錠7mg リペルサス錠14mg (略) | 143.20 334.20 501.30 (略) |
| 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) | 第2部～第9部 (略) |

○厚生労働省告示第一四五十一号
保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト及び第三号トの厚生労働大臣が定める保険医文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十二条本文の規定に基づき、療担当規則及び薬担当規則並びに療担当基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年八月十八日から適用する。
令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

| 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 | 改 | 正 | 後 | 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 療担当規則第二十条第二号ト及び第三号トの厚生労働大臣が定める保険医文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十二条本文の規定に基づき、療担当規則及び薬担当規則並びに療担当基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年八月十八日から適用する。 厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分) | | | | 一 療担当規則第二十条第二号ト及び第三号トの厚生労働大臣が定める保険医文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十二条本文の規定に基づき、療担当規則及び薬担当規則並びに療担当基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年八月十八日から適用する。 厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分) | | | |

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）、プロスタグラジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタナルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）、ベグビソマント製剤、スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビルプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、ブロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフオニン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスママブ製剤、アルファ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグレラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルヌルファーゼ製剤、セベリバーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランゼン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤及びボソリチド製剤

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）、プロスタグラジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタナルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）、ベグビソマント製剤、スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビルプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、ブロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフオニン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスママブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグレラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルヌルファーゼ製剤、セベリバーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランゼン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤

別表第2
第1部～第6部 (略)

(新設)

第7部 内用 薬 (4)

品名 規 格 単 位

(ア) エバルレスタット錠50mg [武田テバ]

50mg 1錠

(イ) カルボシスティイン錠500mg [テバ]

500mg 1錠

(ウ) ダムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg [TYK]
タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg [TYK]0.1mg 1錠
0.2mg 1錠

(エ) 沈降炭酸カルシウム錠250mg [武田テバ]

250mg 1錠

(オ) 沈降炭酸カルシウム錠500mg [武田テバ]

500mg 1錠

(カ) ナフトビジルOD錠50mg [テバ]

50mg 1錠

(キ) ナフトビジルOD錠15mg [テバ]

7.5mg 1錠

(ク) パラシクロビリ錠500mg [テバ]

500mg 1錠

(ケ) ピタバスタチンカルシウム錠1mg [モチダ]

1mg 1錠

(コ) ピタバスタチンカルシウム錠2mg [モチダ]

2mg 1錠

(サ) ピタバスタチンカルシウム錠4mg [モチダ]

4mg 1錠

(シ) ミコフェノール酸モフェチルカブセル250mg [テバ]

250mg 1カプセル

(ス) ラベプラゾールNa錠5mg [武田テバ]

5mg 1錠

(ナ) ラベプラゾールNa錠10mg [武田テバ]

10mg 1錠

(ハ) ラベプラゾールNa錠20mg [武田テバ]

20mg 1錠

注 薬

規 格 単 位

(ヘ) ヘパリソナ透析用150単位/mLシリコンジ20mL [AT]

3,000単位20mL 1筒

(オ) ヘパリソナ透析用200単位/mLシリコンジ20mL [AT]

4,000単位20mL 1筒

(カ) ヘパリソナ透析用250単位/mLシリコンジ20mL [AT]

5,000単位20mL 1筒

外用 薬

(ア) アズレン⁴がい液4% [TYK]

4% 1ml

別表第2
第1部～第6部 (略)

(新設)

7

保医発0817第4号
令和4年8月17日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和4年厚生労働省告示第250号及び第252号をもって改正され、令和4年8月18日から適用すること、また、薬価基準が令和4年厚生労働省告示第251号をもって改正され、令和4年11月1日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬4品目及び注射薬5品目）について、薬価基準の別表に収載したこと。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬16品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したこと。

(3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|-------|---------|
| 品目数 | 7, 934 | 3, 615 | 2, 107 | 26 | 13, 682 |

(4) 「薬価算定の基準について」(令和4年2月9日付け保発0209第1号)第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(内用薬3品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) (4)による調整後の薬価は、令和4年11月1日から適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬16品目、注射薬3品目及び外用薬1品目)について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和5年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外すること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 品目数 | 187 | 94 | 47 | 0 | 328 |

(3) ボソリチド製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 特掲診療料告示の一部改正について

ボソリチド製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ラゲブリオカプセル200mg

これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求で

きないものであること。なお、本製剤の製造販売業者から医療機関等への供給開始の時期及びその取扱い等については、今後、別途通知する予定である。

(2) ジエセリ錠 40mg

本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り算定すること。

(3) ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg

- ① 本製剤は、ボソリチド製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「骨端線の閉鎖により成長の可能性がないことが確認された場合、本剤の投与を中止すること。」とされているので、使用にあたっては十分留意すること。

(4) エジヤイモ点滴静注 1.1g

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の投与を開始する際には、溶血のため赤血球輸血が必要と考えられる患者を対象とすること。」とされているので、使用にあたっては十分留意すること。

5 関係通知の一部改正について

(1) 「薬価基準の一部改正について」(平成 4 年 8 月 28 日付け保険発第 123 号)の記の 4 の(5)を次のように改める。

(5) ニューモバックス NP 及び同 NP シリンジ

本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」又は「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」(平成 27 年 2 月 23 日付け保医発 0223 第 2 号)の記の 2 の(4)を次のように改める。

(4) メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるもので

あるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

- (3) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和4年3月4日付け保医発0304第7号）を以下のとおり改正する。

別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、令和4年8月18日から適用すること。

- (4) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びオファツムマブ製剤」を「、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤」に改める。
- ② 別添3区分01(5)イ中「及びオファツムマブ製剤」を「、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤」に改める。
- ③ 別添3別表2中「及びオファツムマブ製剤」を「、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤」に改める。
- ④ 別添3別表3中「オファツムマブ製剤」の次に「ボソリチド製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準の一部改正について」(平成4年8月28日付け保険発第123号)の記の4の(5)

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) <u>ニューモバックスNP及び同NPシリンジ</u> 本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」又は「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。</u></p> | <p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) <u>肺炎球菌ワクチン</u> 本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」に限り保険給付の対象とするものであること。</p> |

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年2月23日付け保医発0223第2号）の記の2の(4)

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) メナクトラ筋注</p> <p>本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、<u>ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u> 又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、<u>ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u> 又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、<u>ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u> 又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。</p> | <p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) メナクトラ筋注</p> <p>本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）<u>又はラブリズマブ（遺伝子組換え）</u> 投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）<u>又はラブリズマブ（遺伝子組換え）</u> の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）<u>又はラブリズマブ（遺伝子組換え）</u> の投与が確認できる場合を除く。）。</p> |

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C 2 0 0 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチニアログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグラランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビゾマント製剤、ス</p> | <p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C 2 0 0 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチニアログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグラランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビゾマント製剤、ス</p> |

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-시스ティン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トリリズマブ製剤、メトレレプチノン製剤、アバタセプト製剤、pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラ

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-시스ティン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トリリズマブ製剤、メトレレプチノン製剤、アバタセプト製剤、pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラ

一ゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤

(2)～(6) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ一形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒ

一ゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ一形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒ

トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグラニン I_2 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-시스ティン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トリソリズマブ製剤、メトレレプチノン製剤、アバタセプト製剤、pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ

トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグラニン I_2 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-시스ティン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トリソリズマブ製剤、メトレレプチノン製剤、アバタセプト製剤、pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ

ア製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ（略）

(6)～(13)（略）

別表2

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化

ア製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ（略）

(6)～(13)（略）

別表2

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化

第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナロガ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビゾマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トリリズマブ製剤、メトレレプチニン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ

第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナロガ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビゾマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トリリズマブ製剤、メトレレプチニン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ

| | |
|---|--|
| <p><u>ブ製剤</u>、<u>オファツムマブ製剤</u>及び<u>ボソリチド製剤</u>の自己注射のために用いるディspoーザブル注射器（針を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 万年筆型注入器用注射針 ○ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料 <p>別表3</p> <p>インスリン製剤 ヒト成長ホルモン剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤 乾燥人血液凝固第VIII因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤 乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。） 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤 性腺刺激ホルモン製剤 ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 ソマトスタチニアナログ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 ブプレノルフィン製剤</p> | <p><u>ブ製剤</u>及び<u>オファツムマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディspoーザブル注射器（針を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 万年筆型注入器用注射針 ○ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料 <p>別表3</p> <p>インスリン製剤 ヒト成長ホルモン剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤 乾燥人血液凝固第VIII因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤 乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。） 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤 性腺刺激ホルモン製剤 ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 ソマトスタチニアナログ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 ブプレノルフィン製剤</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| 抗悪性腫瘍剤 | 抗悪性腫瘍剤 |
| グルカゴン製剤 | グルカゴン製剤 |
| グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト | グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト |
| ヒトソマトメジンC製剤 | ヒトソマトメジンC製剤 |
| エタネルセプト製剤 | エタネルセプト製剤 |
| ペグビゾマント製剤 | ペグビゾマント製剤 |
| スマトリプタン製剤 | スマトリプタン製剤 |
| グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン 塩酸塩配合剤 | グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン 塩酸塩配合剤 |
| アダリムマブ製剤 | アダリムマブ製剤 |
| テリパラチド製剤 | テリパラチド製剤 |
| アドレナリン製剤 | アドレナリン製剤 |
| ヘパリンカルシウム製剤 | ヘパリンカルシウム製剤 |
| アポモルヒネ塩酸塩製剤 | アポモルヒネ塩酸塩製剤 |
| セルトリズマブペゴル製剤 | セルトリズマブペゴル製剤 |
| トリリズマブ製剤 | トリリズマブ製剤 |
| メトレレプチン製剤 | メトレレプチン製剤 |
| アバタセプト製剤 | アバタセプト製剤 |
| pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 | pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 |
| アスホターゼ アルファ製剤 | アスホターゼ アルファ製剤 |
| グラチラマー酢酸塩製剤 | グラチラマー酢酸塩製剤 |
| セクキヌマブ製剤 | セクキヌマブ製剤 |
| エボロクマブ製剤 | エボロクマブ製剤 |
| プロダルマブ製剤 | プロダルマブ製剤 |
| アリロクマブ製剤 | アリロクマブ製剤 |

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ベリムマブ製剤 | ベリムマブ製剤 |
| イキセキズマブ製剤 | イキセキズマブ製剤 |
| ゴリムマブ製剤 | ゴリムマブ製剤 |
| エミシズマブ製剤 | エミシズマブ製剤 |
| イカチバント製剤 | イカチバント製剤 |
| サリルマブ製剤 | サリルマブ製剤 |
| デュピルマブ製剤 | デュピルマブ製剤 |
| インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤 | インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤 |
| ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 | ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 |
| 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 | 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 |
| プロスマブ製剤 | プロスマブ製剤 |
| メポリズマブ製剤 | メポリズマブ製剤 |
| オマリズマブ製剤 | オマリズマブ製剤 |
| テデュグルチド製剤 | テデュグルチド製剤 |
| サトラリズマブ製剤 | サトラリズマブ製剤 |
| ガルカネズマブ製剤 | ガルカネズマブ製剤 |
| オファツムマブ製剤 | オファツムマブ製剤 |
| <u>ボソリチド製剤</u> | (新設) |

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和4年8月18日より適用

| 区分 | 薬価基準収載医薬品コード | 成分名 | 規格 | 品名 | メーカー名 | 薬価 |
|-----|--------------|-------------------|------------------------|---|-----------|-------|
| 内用薬 | 2189016F1311 | ピタバスタチンカルシウム | 1 m g 1錠 | ピタバスタチンカルシウム錠 1 m g 「フェルゼン」 | フェルゼンファーマ | 12.10 |
| 内用薬 | 2189016F2318 | ピタバスタチンカルシウム | 2 m g 1錠 | ピタバスタチンカルシウム錠 2 m g 「フェルゼン」 | フェルゼンファーマ | 22.60 |
| 内用薬 | 2189016F3314 | ピタバスタチンカルシウム | 4 m g 1錠 | ピタバスタチンカルシウム錠 4 m g 「フェルゼン」 | フェルゼンファーマ | 41.60 |
| 内用薬 | 2190024F1066 | 沈降炭酸カルシウム | 5 0 0 m g 1錠 | 沈降炭酸カルシウム錠 5 0 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 5.80 |
| 内用薬 | 2190024F2062 | 沈降炭酸カルシウム | 2 5 0 m g 1錠 | 沈降炭酸カルシウム錠 2 5 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 5.70 |
| 内用薬 | 2233002F2170 | L-カルボシスティイン | 5 0 0 m g 1錠 | カルボシスティイン錠 5 0 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 7.90 |
| 内用薬 | 2329028F1333 | ラベプラゾールナトリウム | 1 0 m g 1錠 | ラベプラゾールNa錠 1 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 34.40 |
| 内用薬 | 2329028F2330 | ラベプラゾールナトリウム | 2 0 m g 1錠 | ラベプラゾールNa錠 2 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 68.00 |
| 内用薬 | 2329028F3239 | ラベプラゾールナトリウム | 5 m g 1錠 | ラベプラゾールNa錠 5 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 19.30 |
| 内用薬 | 2590008F1204 | タムスロシン塩酸塩 | 0. 1 m g 1錠 | タムスロシン塩酸塩OD錠 0. 1 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 14.90 |
| 内用薬 | 2590008F2200 | タムスロシン塩酸塩 | 0. 2 m g 1錠 | タムスロシン塩酸塩OD錠 0. 2 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 25.90 |
| 内用薬 | 2590009F4232 | ナフトピジル | 5 0 m g 1錠 | ナフトピジルOD錠 5 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 18.50 |
| 内用薬 | 2590009F5239 | ナフトピジル | 7 5 m g 1錠 | ナフトピジルOD錠 7 5 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 27.00 |
| 内用薬 | 3999013F1428 | エパルレstatt | 5 0 m g 1錠 | エパルレstatt錠 5 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 27.00 |
| 内用薬 | 3999017M1069 | ミコフェノール酸 モフェチル | 2 5 0 m g 1カプセル | ミコフェノール酸モフェチルカプセル 2 5 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 65.20 |
| 内用薬 | 6250019F1373 | バラシクロビル塩酸塩 | 5 0 0 m g 1錠 | バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 97.60 |
| 注射薬 | 3334402G8050 | ヘパリンナトリウム | 3, 0 0 0 単位 2 0 m L 1筒 | ヘパリンNa透析用 1 5 0 単位／m L シリンジ 2 0 m L 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 155 |
| 注射薬 | 3334402P1056 | ヘパリンナトリウム | 4, 0 0 0 单位 2 0 m L 1筒 | ヘパリンNa透析用 2 0 0 单位／m L シリンジ 2 0 m L 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 170 |
| 注射薬 | 3334402P2060 | ヘパリンナトリウム | 5, 0 0 0 单位 2 0 m L 1筒 | ヘパリンNa透析用 2 5 0 单位／m L シリンジ 2 0 m L 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 170 |
| 外用薬 | 2260700F1161 | アズレンスルホン酸ナトリウム水和物 | 4 % 1 m L | アズレンうがい液 4 % 「N I G」 | 日医工岐阜工場 | 32.40 |

(参考1)

薬価基準告示

| No | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬価 |
|--------|--------------------------------|-------------------|-----------------|----------|
| 1 内用薬 | イグザレルト錠2.5mg | リバーロキサバン | 2.5mg 1錠 | 117.80 |
| 2 内用薬 | 局 エパデールEMカプセル2g | イコサペント酸エチル | 2g 1包 | 113.00 |
| 3 内用薬 | 局 エパルレstatt錠50mg「NIG」 | エパルレstatt | 50mg 1錠 | 27.00 |
| 4 内用薬 | 局 カルボシスティン錠500mg「NIG」 | L-カルボシスティン | 500mg 1錠 | 7.90 |
| 5 内用薬 | ジェセリ錠40mg | ピミテスピブ | 40mg 1錠 | 6,265.00 |
| 6 内用薬 | タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「NIG」 | タムスロシン塩酸塩 | 0.1mg 1錠 | 14.90 |
| 7 内用薬 | タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「NIG」 | タムスロシン塩酸塩 | 0.2mg 1錠 | 25.90 |
| 8 内用薬 | 局 沈降炭酸カルシウム錠250mg「NIG」 | 沈降炭酸カルシウム | 250mg 1錠 | 5.70 |
| 9 内用薬 | 局 沈降炭酸カルシウム錠500mg「NIG」 | 沈降炭酸カルシウム | 500mg 1錠 | 5.80 |
| 10 内用薬 | 局 ナフトピジルOD錠50mg「NIG」 | ナフトピジル | 50mg 1錠 | 18.50 |
| 11 内用薬 | 局 ナフトピジルOD錠75mg「NIG」 | ナフトピジル | 75mg 1錠 | 27.00 |
| 12 内用薬 | 局 バラシクロビル錠500mg「NIG」 | バラシクロビル塩酸塩 | 500mg 1錠 | 97.60 |
| 13 内用薬 | 局 ピタバスタチンカルシウム錠1mg「フェルゼン」 | ピタバスタチンカルシウム | 1mg 1錠 | 12.10 |
| 14 内用薬 | 局 ピタバスタチンカルシウム錠2mg「フェルゼン」 | ピタバスタチンカルシウム | 2mg 1錠 | 22.60 |
| 15 内用薬 | 局 ピタバスタチンカルシウム錠4mg「フェルゼン」 | ピタバスタチンカルシウム | 4mg 1錠 | 41.60 |
| 16 内用薬 | ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「NIG」 | ミコフェノール酸 モフェチル | 250mg 1カプセル | 65.20 |
| 17 内用薬 | ラゲブリオカプセル200mg | モルヌピラビル | 200mg 1カプセル | 2,357.80 |
| 18 内用薬 | ラベプラゾールNa錠5mg「NIG」 | ラベプラゾールナトリウム | 5mg 1錠 | 19.30 |
| 19 内用薬 | ラベプラゾールNa錠10mg「NIG」 | ラベプラゾールナトリウム | 10mg 1錠 | 34.40 |
| 20 内用薬 | ラベプラゾールNa錠20mg「NIG」 | ラベプラゾールナトリウム | 20mg 1錠 | 68.00 |
| 21 注射薬 | エジヤイモ点滴静注1.1g | スチムリマブ(遺伝子組換え) | 1.1g 22mL 1瓶 | 244,074 |
| 22 注射薬 | ダルビアス点滴静注用135mg | ダリナパルシン | 135mg 1瓶 | 31,692 |
| 23 注射薬 | ヘパリンNa透析用150単位/mLシリソジ20mL「NIG」 | ヘパリンナトリウム | 3,000単位20mL 1筒 | 155 |
| 24 注射薬 | ヘパリンNa透析用200単位/mLシリソジ20mL「NIG」 | ヘパリンナトリウム | 4,000単位20mL 1筒 | 170 |
| 25 注射薬 | ヘパリンNa透析用250単位/mLシリソジ20mL「NIG」 | ヘパリンナトリウム | 5,000単位20mL 1筒 | 170 |
| 26 注射薬 | ボックスゾゴ皮下注射用0.4mg | ボソリチド(遺伝子組換え) | 0.4mg 1瓶(溶解液付) | 121,034 |
| 27 注射薬 | ボックスゾゴ皮下注射用0.56mg | ボソリチド(遺伝子組換え) | 0.56mg 1瓶(溶解液付) | 124,241 |
| 28 注射薬 | ボックスゾゴ皮下注射用1.2mg | ボソリチド(遺伝子組換え) | 1.2mg 1瓶(溶解液付) | 124,994 |
| 29 外用薬 | アズレンうがい液4%「NIG」 | アズレンスルホン酸ナトリウム水和物 | 4% 1mL | 32.40 |

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
(令和4年11月1日より適用)

(単位：円)

| 医薬品コード | 品 名 | 規 格 单 位 | 現行薬価 | 調整後薬価 |
|--------------|------------|---------|--------|--------|
| 2499014F1021 | リベルサス錠3mg | 3mg 1錠 | 143.20 | 139.60 |
| 2499014F2028 | リベルサス錠7mg | 7mg 1錠 | 334.20 | 325.70 |
| 2499014F3024 | リベルサス錠14mg | 14mg 1錠 | 501.30 | 488.50 |

(参考3)

掲示事項等告示

別表第2（令和5年3月31日まで）

| No | | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 |
|----|-----|--------------------------------|-------------------|----------------|
| 1 | 内用薬 | 局 エパルレスタット錠50mg「武田テバ」 | エパルレスタット | 50mg 1錠 |
| 2 | 内用薬 | 局 カルボシステイン錠500mg「テバ」 | L-カルボシステイン | 500mg 1錠 |
| 3 | 内用薬 | タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「T Y K」 | タムスロシン塩酸塩 | 0.1mg 1錠 |
| 4 | 内用薬 | タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「T Y K」 | タムスロシン塩酸塩 | 0.2mg 1錠 |
| 5 | 内用薬 | 沈降炭酸カルシウム錠250mg「武田テバ」 | 沈降炭酸カルシウム | 250mg 1錠 |
| 6 | 内用薬 | 沈降炭酸カルシウム錠500mg「武田テバ」 | 沈降炭酸カルシウム | 500mg 1錠 |
| 7 | 内用薬 | 局 ナフトピジルOD錠50mg「テバ」 | ナフトピジル | 50mg 1錠 |
| 8 | 内用薬 | 局 ナフトピジルOD錠75mg「テバ」 | ナフトピジル | 75mg 1錠 |
| 9 | 内用薬 | 局 バラシクロビル錠500mg「テバ」 | バラシクロビル塩酸塩 | 500mg 1錠 |
| 10 | 内用薬 | 局 ピタバスタチンカルシウム錠1mg「モチダ」 | ピタバスタチンカルシウム | 1mg 1錠 |
| 11 | 内用薬 | 局 ピタバスタチンカルシウム錠2mg「モチダ」 | ピタバスタチンカルシウム | 2mg 1錠 |
| 12 | 内用薬 | 局 ピタバスタチンカルシウム錠4mg「モチダ」 | ピタバスタチンカルシウム | 4mg 1錠 |
| 13 | 内用薬 | ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「テバ」 | ミコフェノール酸 モフェチル | 250mg 1カプセル |
| 14 | 内用薬 | ラベプラゾールNa錠5mg「武田テバ」 | ラベプラゾールナトリウム | 5mg 1錠 |
| 15 | 内用薬 | ラベプラゾールNa錠10mg「武田テバ」 | ラベプラゾールナトリウム | 10mg 1錠 |
| 16 | 内用薬 | ラベプラゾールNa錠20mg「武田テバ」 | ラベプラゾールナトリウム | 20mg 1錠 |
| 17 | 注射薬 | ヘパリンNa透析用150単位／mLシリソジ20mL「A T」 | ヘパリンナトリウム | 3,000単位20mL 1筒 |
| 18 | 注射薬 | ヘパリンNa透析用200単位／mLシリソジ20mL「A T」 | ヘパリンナトリウム | 4,000単位20mL 1筒 |
| 19 | 注射薬 | ヘパリンNa透析用250単位／mLシリソジ20mL「A T」 | ヘパリンナトリウム | 5,000単位20mL 1筒 |
| 20 | 外用薬 | アズレンうがい液4%「T Y K」 | アズレンヌルホン酸ナトリウム水和物 | 4% 1mL |

中医協 総一
4 . 8 . 1 0

新医薬品一覧表(令和4年8月18日収載予定)

| No. | 銘柄名 | 規格単位 | 会社名 | 成分名 | 承認区分 | 算定薬価 | 算定方式 | 補正加算等 | 薬効分類 | ページ |
|-----|--|--|-----------------------------------|----------------|---------------------------------------|----------------------------------|-------------|--|---|-----|
| 1 | エバデールEMカプセル2g | 2g1包 | 持田製薬株式会社 | イコサペント酸エチル | 新剤形医薬品 | 113.00円 | 規格間調整 | — | 内218 高脂血症用剤(高脂血症) | 2 |
| 2 | イグザレルト錠2.5mg | 2.5mg1錠 | バイエル薬品株式会社 | リバーロキサバン | 新效能医薬品、新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品(再審査期間中でないもの) | 117.80円 | 規格間調整 | — | 内333 血液凝固阻止剤(下肢血行再建術施行後の末梢動脈疾患患者における血栓・塞栓形成の抑制) | 4 |
| 3 | ジェセリ錠40mg | 40mg1錠 | 大鵬薬品工業株式会社 | ピミテスピブ | 新有効成分含有医薬品 | 6,265.00円 | 類似薬効比較方式(Ⅰ) | 有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算 | 内429 その他の腫瘍用薬(がん化学療法後に増悪した消化管間質腫瘍) | 6 |
| 4 | ラゲブリオカプセル200mg | 200mg1カプセル | MSD株式会社 | モルヌビラビル | 新有効成分含有医薬品 | 2,357.80円 | 類似薬効比較方式(Ⅰ) | 有用性加算(Ⅱ)A=10% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1) | 内625 抗ウイルス剤(SARS-CoV-2による感染症) | 8 |
| 5 | ボックスゾゴ皮下注用0.4mg ボックスゾゴ皮下注用0.56mg ボックスゾゴ皮下注用1.2mg | 0.4mg1瓶(溶解液付) 0.56mg1瓶(溶解液付) 1.2mg1瓶(溶解液付) | BioMarin Pharmaceutical Japan株式会社 | ボソリチド(遺伝子組換え) | 新有効成分含有医薬品 | 121,034円 124,241円 124,994円 | 原価計算方式 | 有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0 | 注399 他に分類されない代謝性医薬品(骨端線閉鎖を伴わない軟骨無形成症) | 10 |
| 6 | ダルビアス点滴静注用135mg | 135mg1瓶 | ソレイジア・ファーマ株式会社 | ダリナパルシン | 新有効成分含有医薬品 | 31,692円 | 類似薬効比較方式(Ⅰ) | — | 注429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の末梢性T細胞リンパ腫) | 12 |
| 7 | エジャイモ点滴静注1.1g | 1.1g22mL1瓶 | サノフィ株式会社 | スチムリマブ(遺伝子組換え) | 新有効成分含有医薬品 | 244,074円 | 原価計算方式 | 有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0 | 注639 その他の生物学的製剤(寒冷凝集素症) | 14 |

| | 品目数 | 成分数 |
|-----|-----|-----|
| 内用薬 | 4 | 4 |
| 注射薬 | 5 | 3 |
| 外用薬 | 0 | 0 |
| 計 | 9 | 7 |

リベルサスの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

○ 費用対効果評価結果に基づく価格調整について

リベルサスについて、令和4年7月20日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

<費用対効果評価結果に基づく価格調整係数>

| 対象集団 | 比較対照技術 | 有用性加算等の価格調整係数 (β) | 患者割合 (%) |
|---|-----------------------------------|---------------------------|----------|
| DPP-4阻害薬を含む経口血糖降下薬で血糖コントロールが不十分で、他の経口血糖降下薬が投与対象となる2型糖尿病患者 | DPP-4阻害薬とSGLT2阻害薬のうち最も安価な組み合わせのもの | 0.1 | 32.1 |
| DPP-4阻害薬を含まない経口血糖降下薬で血糖コントロールが不十分で、他の経口血糖降下薬が投与対象となる2型糖尿病患者 | SGLT2阻害薬のうち最も安価なもの | 0.1 | 27.5 |
| 経口血糖降下薬で血糖コントロールが不十分でGLP-1受容体作動薬(注射剤)が投与対象となる2型糖尿病患者 | GLP-1受容体作動薬(注射剤)のうち最も安価なもの | 1.0 | 40.4 |

※1 本品は薬価収載時に類似薬効比較方式(I)で算定され、有用性系加算が適用されていることから、以下の算式を用いて分析対象ごとの価格を算出し、それらを当該分析対象集団の患者割合等で加重平均したものを価格調整後の薬価とする。

$$\text{価格調整後の薬価} = \text{価格調整前の薬価} - \text{有用性加算部分} \times (1 - \beta)$$

<価格調整後の薬価>

| No | 銘柄名 | 成分名 | 会社名 | 規格単位 | 現行薬価 | 調整後薬価 | 薬効分類 | 費用対効果評価区分 | 適用日※2 |
|----|------------------------------|----------------|-----------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|------------------------------------|-----------|
| 1 | リベルサス錠3mg 同錠7mg 同錠14mg | セマグルチド(遺伝子組換え) | ノボノルディスクファーマ(株) | 3mg1錠 7mg1錠 14mg1錠 | 143.20円 334.20円 501.30円 | 139.60円 325.70円 488.50円 | 内249 | その他のホルモン剤(内用薬) H1(市場規模が100億円以上) | 令和4年11月1日 |

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。